株式会社千葉銀行ちばぎん証券株式会社

日本証券業協会による処分及び勧告について

本日、株式会社千葉銀行(取締役頭取:米本 努、以下「千葉銀行」)は、本年6月23日に関東財務局より行政処分(業務改善命令)を受けた件について、日本証券業協会より、譴責の処分及び実効性のある業務改善計画の着実な実施に係る勧告を受けました。また、ちばぎん証券株式会社(取締役社長:稲村 幸仁、以下「ちばぎん証券」)は、本年6月23日に関東財務局より行政処分(業務改善命令)を受けた件について、日本証券業協会より、過怠金(5,000万円)賦課の処分及び実効性のある業務改善計画の着実な実施に係る勧告を受けました。

今回の処分及び勧告を受ける事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

千葉銀行及びちばぎん証券といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、本年8月31日に公表いたしました、改善・再発防止に向けた取組み*を着実に実行し、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

- ※ 本年 8 月 31 日のプレスリリース「関東財務局による行政処分に関する改善・再発防止に向けた取組み及び 関与者の処分等について」
 - → https://www.chibagin-sec.co.jp/topics/assets/release_20230831.pdf

以上